

税務署からのお知らせ

公的年金受給者の確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

※ 該当する方であっても、例えば医療費控除などによる、所得税の還付を受けるための確定申告書については提出することができます。また、例えば上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除など、確定申告書の提出が控除適用の要件となっている控除を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

※ 該当する方であっても、住民税の申告は必要です。

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74—3276（自動音声案内「2」を選択）

所得税の確定申告は

e-Tax（イータックス）をご利用ください

e-Taxのメリット

国税庁ホームページから電子申告

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxに送信できます。



最高4,000円の税額控除

平成23年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高4,000円（平成24年分については最高3,000円）の控除を受けることができます（平成19年分から平成24年分までの間でいずれか1回）。

添付書類を提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます（税務署から書類の提出または提示を求められることがあります。）。

還付がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮）。

24時間いつでも利用可能

所得税の確定申告期間中は、24時間e-Taxの利用が可能です。

<ご利用いただく前に>

電子証明書の取得（手数料が必要です）やICカードリーダーライタの購入が必要です。なお、電子証明書をすでに取得されている方は、証明書の有効期限切れにご注意ください。

○もっと詳しい情報はe-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp へ

○e-Taxの操作に関するお問い合わせは e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-015901 へ



お問い合わせ

佐渡税務署 個人課税部門
☎74—3276（自動音声案内「2」を選択）

ダイレクト納付はこんなに便利です！

○ダイレクト納付とは

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で、即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

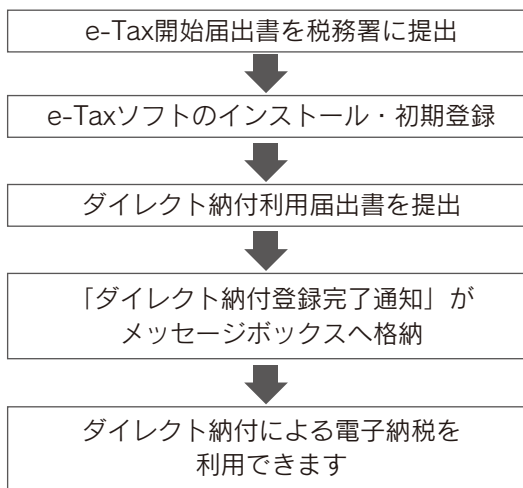
○ダイレクト納付のメリット

- ① インターネットバンキングの契約が不要
- ② 即時または期日を指定して納付することが可能
- ③ 税理士が納税者の方に代わって納付手続を行うことが可能

○対象となる税目

電子申告等が可能な税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

ダイレクト納付 利用開始のための手続き



※ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）の「利用可能金融機関一覧」でご確認ください。

お問い合わせ

佐渡税務署 管理運営・徴収部門
☎74—3276（自動音声案内「2」を選択）

